

仕 様 書

1. 事業名

海外メディアを活用した欧米豪市場における認知度向上事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和9年2月26日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県（以下「7県」という。）等が合同してせとうちブランドの確立を目指しており、せとうち地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを進めているところである。

本事業では、機構がターゲット市場（※1）としている英・仏・独・米・豪市場において、現地有力メディアに影響力のあるPRエージェンシー等のレップ（※2）を活用し、現地有力メディアを中心にせとうち地域における魅力の情報発信を行うことにより、高付加価値旅行者の誘客を促進し地域経済活性化や豊かな地域社会実現を実現することを目的としている。

その具体的な手段として、訴求力のある観光地や体験、宿および機構がこれまでの事業等で作成したコンテンツ等を活かし、せとうち地域の魅力や最新情報等を定期的に発信することとする。また、せとうち地域への来訪意欲がある海外メディア等に対してファムツアーを実施することで効果的な情報発信を行う。

※1 ターゲット市場における機構のメインターゲットは知的旅行者及び高付加価値旅行者層を想定している。

※2 レップについては各市場のメディア業界等に具体的なリレーションを有し、機構の代理者として各市場の現地でセールス活動ができ、かつ現地のトレンド等現地状況の把握に力のある事業者を想定している。

4. 業務内容

上記の目的を踏まえ、以下の（1）～（3）の業務を遂行すること。後述する活動指標（KPI）及び成果指標（KGI）に示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※活動指標（KPI）及び成果指標（KGI）に関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて企画運営、提案すること。

※活動指標（KPI）成果指標（KGI）に関しては市場ごとに、より具体的な目標を分けて

提案すること。

(1) 基本業務

各市場に即した業務活動計画及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、活動指標（KPI）成果指標（KGI）達成に向けた具体的な活動やスケジュール等を含めて提案すること。

ア 現地レップの選定

ターゲット市場の現地有力メディア等に影響力のある PR エージェンシー等のレップを選定し提案すること。選定にあたっては、レップの会社名、メディア露出に関する強みや特徴、連携可能な有力メディア等具体的な根拠のもと提案すること。

イ メディアの選定

各市場のターゲット層に訴求力の強く、かつ他メディアへの波及効果のある有力メディア等を計 50 社以上（各国 10 社以上×5 市場）選定し提案すること。選定にあたっては、有力メディアの具体的な特徴や強み、読者層、発行部数・PV 数、他媒体への影響力等、具体的な根拠のもと提案すること。なお、媒体については、旅行雑誌や WEB メディア等、直接的に旅を提案するものに限らず、間接的にせとうち地域の魅力についての認知を向上させることができる高付加価値旅行者層が購読する雑誌等も対象とする。

契約期間中はリレーションリストとして、現地メディアの会社名、担当者名、担当者連絡先、メディア自体の特徴・発信力、掲載実績、媒体価値などを含む情報を後記の事業実施報告書の中で報告すること。また機構は契約終了後、各市場におけるメディア業界の状況や各種メディアの位置づけなど蓄積した知見を活かし、新たな受託者とともにアプローチすべきメディアを選定する。その際には、リレーションリストにおいて蓄積したメディアリレーションリストを活用するとともに、新たな受託者のノウハウを考慮しながら選定する。

※リレーションリストはあくまでも機構限定のものであり、新たな連携事業者へそのまま共有するものではない。

ウ ニュースレターの作成および配信について

月に 1 回程度、海外現地メディアに対しレップまたは受託事業者からニュースレターを配信し幅広く情報発信すること。ニュースレターの作成にあたっては、認知度向上に資するせとうち地域の紹介に加え、せとうちエリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業（以下「モデル事業」（※3）という。）で選定した観光コンテンツや機構のウェブサイト（以下「PF」（※4）という。）に掲載しているコンテンツ及び域内の自治体から得られた地域の最新情報や魅力に繋がる内容を取り入れること。なお、実際の情報発

信にあたっては、その配信内容や配信時期等について機構と協議の上、配信すること。

※3 モデル事業で選定した観光コンテンツ参照。なお、ダウンロードしたデータは、著作権者の事前の書面による承諾なく、転載、複写、編集、加工、頒布、その他一切の二次利用を行ってはならない。

<https://drive.google.com/drive/folders/1UCMFm5ApYqWcupR806AN1Ao8LFkr-5x5>

※4 PF <https://www.setouchi.travel/en/>

※ニュースレター作成にあたり域内の自治体への照会及び観光地、観光関連施設等への掲載許諾等は、全て受託事業者の責任において行うこと。また、作成したニュースレターは、引用元や参照元を明示し、日本語訳をつけて機構側へ提出し承認を得たうえで展開すること。なお、校正内容に関しては原則、受託事業者の責任とする。加えて、記事作成にあたって必要となるパソコンや通信機器、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

エ メディアへのセールスコール

上記イで選定した現地有力メディアを、中心にレップによるセールスコールを計50社以上実施すること。実施にあたっては、当該月のニュースレター（上記ウ参照）等を活用し、せとうち地域の認知拡大に繋がる記事となるような働きかけを行うことに加え、活動指標（KPI）成果指標（KGI）達成に向けて具体的な活動サイクルやセールスコールの実施スケジュールを提案すること。

オ ファムツアーの実施

上記エのセールスコール等を通じて、せとうち地域への来訪意欲がある海外メディア等を対象としたファムツアーを企画提案、運営すること。

メディアについては、会社名、媒体の特徴、読者層、発行部数（WEBの場合は月間PV数）、市場における強み等具体的な情報・根拠を挙げる。また、被招請者の候補については、それらの媒体への掲載に具体的な影響力があることを明示すること。なお、最終的な被招請者については、機構と協議の上、決定する。

（ア）ツアー対象、実施形態および行程について

・ターゲット市場のうち、3ヵ国以上の海外メディア等を対象としたせとうち地域視察ツアーを実施すること。本業務におけるツアーの実施形態については、期間中の十分なコミュニケーション及びそれらを通じた記事掲載の実現性に鑑み単独国別の実施を原則とする。ただし、複数国に跨るグループ単位での実施とする場合には、当該ツアーの目的達成に必要な十分な取材時間を確保するものとする。

・ターゲット市場におけるトレンドや当該メディアの顧客層等を意識したテーマに沿っ

て、せとうち地域の魅力やストーリーを体験できる行程、内容を提案すること。また、最終的なツアー行程については被招請者の意見等も参考に、機構との協議の上、決定するものとする。

- ・実施するツアー全体で7県を訪問するように計画すること。
- ・ツアー1回あたりの期間は3泊4日以上とし、具体的な期間や回数については提案によるものとする。
- ・原則としてツアー実施予定日の1か月前までには、行程に含まれるスポットの取材対象やそこでの取材内容および取材可否の確認、それらを基にした被招請者との確認を終えた状態となるようスケジュール管理を徹底すること。

(イ) ツアー実施時期

原則として、2026年12月末までにすべてのツアーを実施すること。具体的な実施時期は提案を基にしつつ、機構との調整により決定する。

(ウ) ツアー実施に関する調整

以下の手配及び費用負担を行うこと。

なお、被招請者に対して心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。

- ① 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
- ② 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
- ③ 有料道路等利用料・駐車料金
- ④ 車中での飲料水
- ⑤ 視察施設等の入場料
- ⑥ 国内旅行傷害保険
- ⑦ その他備えが必要なもの

- ・ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
- ・視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。
- ・上記を踏まえ、ツアー実施日の2週間前を目処に機構と協議の上、行程詳細を決定すること。

(エ) 募集・招請業務

せとうちへの来訪意欲がある海外メディアのライター等を募集・招請すること。なお被招請者に関しては事前に機構と協議の上、決定する。

(オ) 招請者数

海外メディア3社（3名）以上とすること。なお具体的な招請者数は提案による。

- ・各ツアーには添乗員（旅程管理主任者）1名及び通訳ガイド1名随行させることとし、費用もその全てを含めること。
- ・現地ガイドや観光施設等を熟知しているスタッフ等を積極的に活用し、被招請者へ観光

施設やコンテンツへの理解を深めさせる体制を整えること。

- ・原則として、通訳ガイドは被招請者の母語に対応でき、経験豊富なコミュニケーションの力に長けた者を手配すること。
- ・受託者は、ツアー実施前に機構、通訳ガイド、添乗員及び被招請者との事前確認のためのミーティングを行いツアー内容に関する詳細な打ち合わせを実施し、必要な情報共有および関係者間の綿密なコミュニケーション時間を確保すること。
- ・被招請者に対し、ツアー行程にある観光地の基本情報等を事前説明し、効果的なツアー実施に努めること。
- ・受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって ツアーの円滑かつ安全な実施に努めること。これを脅かす事象が発生した場合には、早急に機構に報告の上、協議を実施すること。

(カ) 宿泊

旅館の場合は1部屋1名の夕朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。なお宿泊施設はターゲット層や行程等から総合的に判断し、選定すること。

(キ) 観光コンテンツ

ツアーのいずれかに、ターゲット市場・ターゲット層を想定したせとうち地域内のアクティビティ、クルーズ、アート巡り、文化体験等を含んだ提案とすること。またモデル事業で選定した観光コンテンツを可能な限り含めること。

(ク) 移動手段

移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。せとうち地域内までの移動に要する国際線・国内線等については、定期航路のエコノミークラスを基本とし、手配経費に含めること。

(ケ) アンケート調査の実施

被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の事業実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

カ JNTO 現地事務所との連携

ニューズレターにより発信するせとうち地域の情報を JNTO 現地事務所と共有するなど、更なるプロモーションに向け連携すること。

キ その他実施事項

上記ア～カを実施する上で、以下のことに留意すること。

- (ア) せとうち地域の観光に関する最新情報等を収集の上、取り組むこと。
- (イ) 上記オのファムツアーでの取材をベースとした効果的な内容での記事掲載に向け、訪問先の詳細情報や記事で使用できる画像の提供など被招請者に対し必要なサポート

及びフォローアップを行うこと。

(2) 報告業務

ア 例月報告

毎月 15 日迄に前月実施した活動状況、「(1) 基本業務」における各進捗状況、事業を推進する上で新たなアプローチ先候補としてのメディアとのリレーションリスト、各市場の動向及び現地メディア業界のトレンド、およびメディア露出状況クリッピングリストおよびセールスコールリストについて、日本語で報告書を提出すること。

リレーションリストには、会社名、担当者名、担当者連絡先、実績などを含む情報を可能な限り報告すること。

また、ファムツアーを基にした記事が掲載され次第、機構へ共有し、記事の内容を確認できる環境を整備すること。なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書 (A 4 判) 1 部、および電子データ

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和 9 年 2 月 26 日 (金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に機構職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

また、事業実施報告書について、提出期限の 14 日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

(3) その他

ア 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、担当者ごとの役割を明確に定め、指示系統がシンプルな事業推進体制とすること。

イ 機構の要望があった場合は、機構事務所で打ち合せを実施すること。

<成果物>

- ・ 発信したニュースレター
- ・ メディアクリッピング実績
- ・ セールスコールでのメディアのリアクションやファムツアー実施時のメディアのフィードバック等の報告

<活動指標 (KPI) > 事業報告書から把握

- ・ ニュースレターの欧米豪市場における配信：5 ヶ国に対し、毎月 1 回程度
- ・ セールスコール社数：50 社以上
- ・ ファムツアーの実施：3 ヶ国以上

<成果指標 (KGI) > 事業報告書から把握

- ・ 欧米豪市場における記事掲載数：150 本（うちファムツアーを通じた記事掲載 1 社あたり 1 本以上）

※ 4（1）イで選定した現地有力メディア等でのせとうち地域が十分紹介された記事掲載を想定。

- ・ 掲載された媒体のリーチ数（Web 媒体の UU 数 + 紙媒体の発行部数）：500 百万件

5. 概算予算

24,408,000円（税込）

6. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。

7. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

8. 第三者委託の禁止

- （1）本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- （2）前項の規定にかかわらず、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

本事業においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- （1）本事業の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- （2）本事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。また、受託事業者は本作品の制作に関与した者について著作権

を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、「9. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) この事業は、観光庁「DMO 総合支援事業」の「広域連携観光促進事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱、実施要領を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。
- (5) 本事業にかかる画像の使用および、それらを基に作成する記事内容の掲載許諾等は、受託事業者において確実に得ること。
- (6) 機構への連絡は日本語で行うこと。
- (7) 機構を含むミーティングを実施する際には受託事業者において、議事概要案を作成の上、機構の確認を得て、それを提出すること。